

遊漁承認制度について

承認制度導入の経緯

平成18年～

ビワマスを目的とする引縄釣遊漁者数が増加
(そもそも引縄釣はハス狙いの漁具だった)



ビワマス資源への影響が懸念されたため、委員会指示を発出

平成20年～24年

遊漁者に対し事前の届出や採捕量の報告を義務付け



引縄釣をする遊漁者の数やビワマス採捕量の増加を確認

平成25年～

遊漁者数や遊漁船の隻数の上限を定めた指示を発出
内容：遊漁者の引縄釣を禁止する。ただし承認を受けた者はこの限りでない

指示内容の変遷（承認数）

平成25年～

プレジャーボート使用者（以下プレジャー）： 470人
遊漁船業者： 40隻（隻数は現在まで変わらず）

同指示後においても遊漁者によるビワマス採捕量は増加

平成28年～

プレジャーの承認数制限を撤廃し、遊漁期間を短縮
→採捕量の抑制を図る

承認数の増加（470人→約1,900人）とともに採捕量は増加

令和4年～

プレジャー承認数を申請が1,900件に達した日までに受け付けた数以内とした。（承認数をR3年並みに抑制）

委員会指示の変遷

	H20 ~24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
プレジャー 承認数	届け 出制	470人			承認数制限なし						1,900人まで	
遊漁期間 プレジャー	12/1~9/30				12/1~6/30							
遊漁船	12/1~9/30											
釣法 指示の対象	引縄釣のみ					船舶を用いた釣法全て						
竿数	プレジャー：1承認当たり2本まで					遊漁船：客数×2本+2本まで						
針数							竿1本につきシングルフック1本					
持ち帰り 尾数 プレジャー									5尾まで		船上保持 5尾まで	
遊漁船					5尾まで				船上保持 5尾まで			